（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請書の提出を領事官を経由してする場合への準用）

第十七条の四　第十七条の規定は、法第二十二条の二第六項において同条第二項において準用する法第二十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。

2　第十七条の二の規定は、法第二十二条の二第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。

第十八条中「第二十二条第六項」の下に「（同条第十項において準用する場合を含む。）又は法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第六項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「法第二十二条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請への準用）

第十八条の二　第十七条の規定は、法第二十八条第二項において法第二十二条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

2　第十七条の二の規定は、法第二十八条第二項において準用する法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。

3　第十七条の規定は、法第二十八条第三項において法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第二項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

4　第十七条の二の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出への準用）

第十八条の三　第十七条の規定は、法第二十九条第二項において法第二十二条第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第十七条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

2　第十七条の二の規定は、法第二十九条第二項において読み替えて準用する法第二十二条第十項において読み替えて準用する同条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第十七条の二中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

3　第十七条の規定は、法第二十九条第三項において法第二十二条の二第二項において準用する法第二十二条第二項（法第二十二条の二第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第十七条中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請の年月日」とあるのは「届出の年月日」と読み替えるものとする。

4　第十七条の二の規定は、法第二十九条第三項において読み替えて準用する法第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する同条第二項において準用する法第二十二条第三項の政令で定める措置について準用する。この場合において、第十七条の二中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

第二十三条の二の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定は、法第三十五条の八第二項において法第三十五条の二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「個人番号カード用署名用電子証明書」とあるのは、「署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第三十五条の九第二項において法第三十五条の二第二項の規定を読み替えて準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「申請者」とあるのは、「届出者」と読み替えるものとする。

第三十一条の表第三条第二項の項中「第三条第二項」の下に「（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第三条第三項の項中「第三条第三項」の下に「（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第三条の二第二項において準用する第三条第二項の項中「第三条第二項」の下に「（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第三条の二第二項において準用する第三条第三項の項中「第三条第三項」の下に「（第九条第三項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第二十二条第二項の項中「第二十二条第二項」の下に「（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第二十二条第三項の項中「第二十二条第三項」の下に「（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第二項の項中「第二十二条第二項」の下に「（第二十八条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

（旧氏等記載者に関する法の規定の特例）

第三十三条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項及び同条第十項において準用する同条第二項（これらの規定を第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）	から第三号まで	及び第一号の二に掲げる事項並びに旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号
第七条第一項第三号、第十二条第一号、第十六条の二第二項（第十六条の八第二項及び第十六条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の六第一項、第二十二条第二項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第二項及び第二十九条第二項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十五条の二第二項（第三十五条の八第二項及び第三十五条の九第二項において準用する場合を含む。）	から第三号まで	